沼津市海水浴場開設に向けた基本方針【沼津方式】

全国的な新型コロナウイルス感染症のまん延状況や国・県の動向を含め、以下の開設条件をすべて満たす場合、「新しい生活様式」を踏まえつつ、地元地区と協力しながら、最大限の感染防止対策を講じた上で市内海水浴場を開設する。

【開設条件】

海水浴客の半数以上は県外からの観光客であることが想定されることから、以下のとおり開設条件を設定する。

（１）ライフセーバーの確保

例年どおり、万全な監視業務体制が可能なライフセーバーを必要数配置する。

（２）各海水浴場における新型コロナウイルス感染防止対策の遵守

「令和 ３ 年度沼津市海水浴場における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン（沼津方式）」により、各海水浴場で必要な対策を講じる。

（３）来場者数の制限

ソーシャルディスタンスを確保するため、来場者数を抑制する。

（４）ＨＰや掲示板等による「海水浴場等利用者の行動例」の事前周知

「同感染防止対策ガイドライン」（（５）参照）を事前に示し、感染防止対策の周知徹底を図る。

（５）感染防止策にかかる周知看板等の設置

各海水浴場に健康面や、社会的距離の確保などを徹底する看板等を設置し、来場者への周知を図る。

（６）市職員による巡回

開設日ごとに職員による「開設条件」や「同感染防止対策ガイドライン」運用の確認、声掛け等を適宜行う。

（７）海水浴場における新型コロナウイルス感染症発生時の対応の確立

海水浴場利用者などで同感染症の発生が確認された場合、速やかに海水浴場施設を閉鎖する。